

東京會議便り

淺 香 生

土木出張所長會議

恒例の土木出張所長會議は、四月七日、八日に互り内務省第一會議室で開會せられた。

筆者は此の會議を傍聽するのは、昨年と今年との二度丈けであるが、其の顔振れは、某重要任務を帯びて不在中の田淵仙臺所長の代理者たる三島卯四郎氏と、等しく部外に出張中の三浦下關所長の代理出席者たる鮫島茂氏が新顔で、其の他は前年度と異ならない。

會議の劈頭に於て、左の如き内務大臣の挨拶が、大臣不在の爲羽生次官から爲された。

土木出張所長會議内務大臣挨拶

會議の始めに當りまして一言御挨拶を申述べたいと存じます。土木事業は今更申上ぐるまでもなく國民生活のあらゆる方面に互つて密接至大の關係を持ち、特に産業經濟の發展に對してはその基礎的要件を爲すものでありまして、之を亦軍事國防方面からみるも極めて重要な幾多の施設が存するのであります。

幸ひ今日に於ては各位の多年に互る御盡力に依りまして土木諸般の施設は着々と整備せられ、輒近に於ける我國經濟界の劃期的躍進に當つても克く其の原動力となり、其の推進力となり事業所期の目的を發揮して參つたことは誠に欣快とする處でありますと共に、特に今次事變勃發以來軍事輸送の輻輳甚しかつたのにも拘らず道路

港灣等の交通施設が克く其の務めを果して大いなる支障を來さしめなかつたのは亦邦家の爲洵に同慶の至りに存する次第であります。

今や支那事變は第一線の戰鬪行爲より謂はゞ第二期の持久戦に入らんとして長期に亙る傾向愈々濃厚となり國際間の情勢亦極めて緊迫し決して樂觀を許さざるものがあります。この間に處しこの情勢に對應しつゝ然も東亞の安定勢力として東洋永遠の平和確立の使命を達成すべき我國としては、今後一段と國防の完備は勿論經濟力の擴充伸展に力を注ぎ國力涵養に努めなければならぬ實情にあります。従つて之が根基たる土木事業は一段とその重要性を増大し、且緊急に施設を必要とするものも亦少くないのでありまして、この點各位の御研究と御經驗に俟つて今後益々その萬全を期すべく努力致したいと存するものであります。

たゞ何を申しましたも政府としては現在事變の根本的解決を先決問題と爲し巨額の軍事關係費の調達を第一義

と致して居ります關係上、昭和十三年度土木事業豫算に付ても其の重要性は充分之を認識しながらも餘儀なく相當の繰延又は削減が致されました様な次第で蓋し已むを得ざる處と存じます。従つてこの間の事情はよく之を了承せられ工事の實施に當つては最少の勞費を以て最大の効果を擧げらるゝ様格段の努力と工夫を致さるゝと共に、特に直轄事業の重大性に鑑みその影響する處に慮り技術の最善を盡され、地方土木當局との聯絡協調も亦充分に之を保ちその目的達成に遺憾なきを期せらるゝ様切望して已まない次第であります。

刻下全國民は益々一致團結して聊の弛緩たりとも嚴に戒しむべきときであります。各位におかれましてもこの趣旨を體し、部下の指導監督に當つては特に意を致し克く其の士氣の伸張、能率の増進を計られ部下職員をして其の職務を通じ銃後國民としての覺悟を充分具現せしむる様努められたいのであります。

以上簡單乍ら所懷の一端を述べまして御挨拶と致した

いと存じます。

議題は土木局の各般に及ぶものであつた。即ち河川、道路、港灣關係及共通事項に岐れて居るのであるが、其の重點は主として此の未曾有の事變下に於て編成せられた、十三年度豫算と其の執行に付いてであつた。

安藤土木局長議長席に着き、先づ河川關係から逐次詳細な説明があつた。以下之を簡単に摘録して見る。

河川關係

昭和十三年度治水事業豫算ニ關スル件

澤河川課長は一應豫算の説明を爲し、前年度に比し約三割の繰延べを蒙つたのだから、實地に於ては各種の困難も附隨するであらうが、實施に當つては充分なる盡力を期待する旨を告げた。併し斯様な繰延べの内にも一面新規直轄河川として、茨城縣の久慈川が總額八百五萬六千圓、愛知縣の豊川が七百九十五萬圓で、各十三年度から二十八年度に互る繼續費として成立した旨を告げた。

河水統制調査ニ關スル件

説
苑

澤河川課長は、十二年度に於て二十五萬圓を以つて、六十四河川を府縣及土木出張所を煩はして調査に着手し、本年度も之を續行するのであるが、事變の爲調査費は十五萬圓に減じたから、勢ひ土木出張所の特段なる援助を俟つても多いから何分の協力を依頼する旨の説明があつた。

洪水敷地ノ利用ニ關スル件

之れは河川敷地を他の企業者なり、或は地元の農耕者に對し、治水上の見地から占用せしむるの可否に付、常に河川に直接して居る土木出張所長の意見を求められたのであつた。議論はいろ／＼あつたが、結局河川の狀態と占用の態様及方法とに依り各個具體的の場合の問題とすることになつた。

道路關係

昭和十三年度道路改良費豫算ニ關スル件

阿部道路課長は、府縣道の補助費に付いては、追加豫算も通過したので略々前年度と同額であるが、直轄國道に付いては矢張り約三割減となつて居る。従つて實地に付いて

は具合の悪い所もあるが、充分なる工夫に依つて所期する効果を望む望を告げ、更に新規繼續として、十二號國道石川縣内金澤市大聖寺町間二百七十萬圓、十六號國道大阪府和歌山縣内百九十九萬圓及二十五號國道長崎縣内彼杵村本野村間百八十五萬圓が、十三年度から十八年度又は十九年度に跨るものとして、起興されるに至つた旨の紹介があつた。

陸上交通事業調整ニ關スル件

阿部道踏課長から、多年官民各方面の重要懸案で、去る第七十三帝國議會で協賛せられ、四月一日法律第七十一號を以つて公布せられた本法の趣意に付いて一應の説明を爲し、直接土木出張所には關係は無いが、参考と爲されたい旨を述べた。

國道ノ現況調査ニ關スル件

佐藤第二技術課長から、昭和七年に於て國道の現況を調査したのであるが、本年度に於ても亦調査する見込みであるから、其の際は充分なる援助を與へられたい旨の希望意

見の開陳があつた。

港灣關係

昭和十三年度港灣改良費豫算ニ關スル件

石井港灣課長から、本年度豫算は大體一割五分程度の繰延べを見たのであるが、新規に門司港の内國貿易施設が、百九十五萬圓で十三年度から十六年度の繼續事業として成立した旨を述べた。

港灣ノ管理經營ニ關スル件

之亦港灣課長から、各位の盡力に依つて各地に港灣が竣功したのであつて、最早や經營時代に入つた所もある。就いては工事擔當者であり、常に港灣に付いて現地に居られる各位は、此の管理經營に付いて服藏のない意見を述べられたいと質した。

共通事項

昭和十三年度豫算實行方ニ關スル件

これは此の會議に先立つて、四月四日内閣訓令號外として各官廳へ示達せられたことであり、且つ土木局長からも

豫め通牒のあつたことで、要するに政府の方針として時局下に於ける十三年度豫算は四ヶ月分宛配當せらるゝに付、これに不足のある向は各場所に付いて申出を爲せと云ふのを議題と爲したものである。各所長は熱心に極めて詳細に屢々陳述して當局の了解を求めた。

鐵ノ消費節約ニ關スル件

第一技術課山下技師から事變關係時に於ける鐵鋼の圓滿なる需給を期する爲に誕生した、鐵鋼調整協議會の經過と其の内容に付いて説明し、國營事業の鐵の需要に關し其の總數を年四期に分つて供給する旨及其の毎期の比率等に付有體に言及して、直轄事業擔當者の計畫と施行上に付其の關心を喚起する所があつた。

直轄河川改修附帶工事（道路、橋梁）ニ關スル件

直轄河川工事を執行する場合、之に原因して道路橋梁等の新設又は改築を爲す際に於ける、河川費負擔の割合が従來區々であつたものを此の際理論的に規律すると云ふ建前で、結局左記の通り全國的に統一されることとなつた。

河川工事ニ因り橋梁工事ノ必要ヲ生
シタル場合ニ於テ該工事實費ヲ河川改
修費ヨリ負擔スル範例
昭和十三年四月七
日土木出張所長會
議指示

一 新水路開鑿ニ伴ヒ新ニ橋梁架設ノ必要ヲ生シタル費用（取付道路費ヲ含ム）ハ全額負擔トスルコト

橋梁ノ構造ハ其ノ路線ニ架設シアル最近距離ノ橋梁ト可成同一種類トシ、架橋地點ノ地質、橋梁ノ幅員桁下空間ノ高低等ヲ斟酌シ、可成耐久性アルモノヲ採用スルコト

二 既設橋梁ノ架換ヲ必要トスル場合ハ

1 既設橋梁ノ構造、幅員ト同様ノモノヲ架設（桁下空間ノ延長及取付道路費ヲ含ム）スルモノトシ其ノ工費ノ三分ノ二負擔トスルコト

2 橋梁架設位置ハ原則トシテ既設橋梁ノ位置トスルコト

三 橋梁ノ繼足、橋長ノ延長ヲ要スル場合ハ其ノ工費ノ全額（取付道路費ヲ含ム）負擔トスルコト

四 町村道ノ橋梁ニシテ町村ノ資力薄弱ノ爲メ負擔ニ耐ヘ難キモノハ必要工事費ノ全額負擔トスルコト

これで内務省は固より、府縣廳又は其の他附帯工事の管理者は、遲疑なく眞直に事務を處理するの途が決定した譯である。

漁業權ニ關スル件

港灣工事又は埋立事業を爲す場合に、最も事業の進捗を阻害するものゝ一は漁業權の補償である。これに付いて石井港灣課長は、從來屢々事業者當局から其の苦心談や體驗を承知して居るのであるが、更めて所長各位から實狀を聽かして貰ひたいと云ふのであつた。之れに依つて筆者の直感を申上げると、從來内務省では漁業權者の同意がなければ埋立を免許せぬと云ふのが傳統的の方針らしかつたが、爾今は、失ふ利益よりも得る利益の方が多ければ、事と次第に依つてはツバリと引抜くと云ふ實狀に即した氣構へが見られるし、又阿部道路課長も、漁業權の強制收用と云ふことに付いては、學説もありまた、内務省としても行政實

例はないが、魚も棲まないであらう所の漁業權の爲に、公益事業が徒らに紛糾し、阻止されるに於ては默視すべきではないから、土地收用法の發動を俟つて大いに戦はふではないかと云ふ助言もあつた。隨分心強く感じた所長もあつた様だ。

これで第一日及び第二日の一部を終り、引續き土木局長は、各管内の十四年度以降に起興せざるべからざる緊要な各種の事業の輪廓に付いて、各所長の説明を聽取する所があつた。

斯くて從來の所謂會議は、稍々ともすれば大臣の訓示と當局の指示と、二、三の質問とで時間が満腹になつて居つた向もあつた様だが、此の會議は斯様なものと型違ひで、時間は十分に割愛せられて餘裕があり、しかも他人交らずの水入らずで、至極のんびりとした上品な場面で始終したことは、聽者をして流石大官連の會議ぞと泌みんと頷かした。

土木出張所事務官會議

別に會議の形式を採つた譯ではないが、第二日たる八日午後一時半から、港灣、道路、河川各課長が議長格で夫れに土木局と出張所の事務官とが參會したのである。たゞ畏友谷口松雄君の颯爽たる姿が此の席に見ることが出来なかつたのは返す／＼も痛惜に堪えぬ。

會議は之亦内輪同志の事として遠慮のない議論やら愚痴やらをプチ時けた。此の點所長會議の穩やかさに反し、頗る賑やかに活氣横溢したことは意義深い。

最も大きなものは、農地調整法の成立に依つて從來河川なり、道路なりの土地の取得は、相手方を土地所有者に限られて居つて、小作人の蒙る損失に付いては一括して土地所有者に補償して居つたのであるが、此の法律に依るときは小作人も獨立した相手方と爲さねばならぬ所に理論的にも事務的にも幾多の複雑を加へると云ふことで、これには流石に百千鍊磨の喧し屋の事務官連中も、現地に於ける人

手の掛ることや、實際問題として事務進捗上の不便等から痛く困憊して居つた様だ。

夫れからは土木出張所の處務規程の改正や、毎年提出する工程報告の内容の一部省略やらから、果ては土木局と出張所との賞與の差別待遇と云ふ際下イ所から、土木局の大官連は出張所の事務や機構を今少しく認識せよとか、定員の寡少に依る人員の配置の苦心等に付いて、漫談やらエノケン式やらを混合して飛出すと云ふ具合で、愉快な半日を送つたことは何よりの收穫であつた。ドウカ益々緊密にして欲しいものである。

經濟部長會議

四月九日午前九時から内務省所管の經濟部長會議が、同省第一會議室で開催せられた。末次内務大臣は別項の如き訓示を爲し、引續き指示事項に入つた。此の内土木局關係は左の如きものであつた。

水害ノ防止輕減ニ關スル件

安藤土木局長議席に就き、澤河川課長から、從來の災害復舊工事は進捗遅々たるものがあり、一面河川の維持修繕費は毎年遞減して爲に河川管理が不十分である。此の兩者を原因として災害を繰返す場合が多いから特別な注意をやつて貰ひたい。尙砂防事業は農林省の荒廢地復舊工事業と造林事業と協調して進行せしむる。また地方行政廳が游水林計畫の協議に應ぜんとするときは、其の河川に影響するものは、河川行政監督令又は大正六年訓令第六號に依つて内務省に稟伺して貰ひたい。本省同志では充分緊密な連絡を取る方針である旨の説明があつた。

安藤土木局長は、更に補足的に、十一年度災害復舊費は一割三分の天引減額を見たのであるが、十二年度災害に付いては、大臣の努力に依つて減額せざるこゝになつたから、復舊工事に付いては萬全の策を樹て、努めて工費の節約を圖ると共に、速かに竣功せしめられたい。そして折角定石に戻つた復舊費の補助率を維持する様に進めて行きたい。従つて將來の災害の査定に付いては、査定方針を嚴格にす

ることとするから、此の點も充分銘記せられたいと宣告せらるゝ所があつた。

之を要するに、常時の維持管理に付いては懐手をして居りながら、一旦災害となると、火事泥的な取り得くと云ふ様な料見は愚るか、場合に依つては古傷さへも臆面もなく出し兼ね間敷き不心得者に對して、痛い一本であつたことは申すまでもない。

河水統制調査ニ關スル件

澤河川課長から、十二年度に於て六十四河川の調査を開始し、本年度も引續き施行するから前年度通り協力して貰ひたいと述べ、尙縣の經營として既に實行中のものは、山口縣の錦川利水事業があり、計畫の實行期に入つて居るものに、神奈川縣の相模川河水統制事業があり、近く實行期に移らんとするものに宮崎縣の小丸川河水統制事業がある旨の紹介があつた。

時局ト港灣ノ企畫經營ニ關スル件

石井港灣課長から、國內の各港灣は今回の支那事變に際

して、何れも非常に其の機能を發揮し貢獻したのであるが、更に此の事變に鑑み其の管理經營に付いて施設を再検討の上、國策の遂行に一層遺憾なきを期する様にしたいとの説明があつた。

陸上交通事業調整法ニ關スル件

阿部道路課長から、陸上交通事業の現狀に鑑み、過般公布せられた本法に付、其の制定の必要なりし所以から、之が趣旨及び調整の方針、並びに方法に付いて詳細な説明があつた。

清水千葉縣經濟部長は、道路の改良工事を執行するに因り、鐵道と道路との平面交叉を除却する場合に、之れが費用の一部は當然鐵道省に負擔せしむべき筋合であると思惟するのであるが、當局の意見を承り度いと質問した。之れに對し道路課長は、固より當然なことであるから相當額を負擔せしむべく、目下鐵道省當局と交渉中であつて、何れ近く合理的に且つ具體的に決定する筈であると、力強い答辯があつた。

以上で會議は終了したのであるが、何しる時間は午前九時から正午迄で、午後からは厚生省關係と云ふことで縛られて居つて極めて短い時間であり、殊に指示事項六件に對し、四件までが土木局關係であるに拘はらず、其の時間は僅かに一時間餘りと云ふ切り詰めたもので、勢ひ質疑を重ねたり、意見を開陳したりする餘地がなく、總べてが一瀉千里と云ふか、或は颶風一過と云ふ具合であつたことは、議を盡し得ないものとして時局柄心残りがする様な氣がしてならぬ。

山はたそがれ夕陽は赤い

空に日脚のなくなる頃は

裾野あちこちちらく

ともる